

奈良県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十四年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
いずみ薬局	宇陀市菟田野松井一六一	居宅療養管理指導	平成二十四年四月一日
医療法人生火会松宮医院	生駒市東松ヶ丘一七〇八	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十四年四月一日
医療法人近山歯科医院	天理市柳本町七〇二一	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十四年五月一日
生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽	生駒市小瀬町三二四二	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	平成二十四年六月一日
介護老人保健施設グラインデイまきば	北葛城郡上牧町大字上牧八九九一七	通所リハビリテーション、短期入所生活介護、	平成二十四年四月一日

短期入所療養介
護、介護老人保
健施設、介護予
防通所リハビリ
テーション、介
護予防短期入所
生活介護及び介
護予防短期入所
療養介護